



「江南市

市民自治による

まちづくり基本

条例」は必要？

平成23年4月に、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」が制定されましたが、今回は条例の必要性についてお話しします。

皆さんの家庭は、それぞれに家族構成や収入・資産などの家庭環境が違い、家庭の目標や悩みもそれぞれでしょう。それと同じように、県や市町村も、置かれている環境がそれぞれ異なり、その住民の要望や地域課題もさまざまです。

そのため、国が一律に地方のことを決めるよりも、それぞれの自治体が、その実情に応じたまちづくりを行うことが効果的でもあり、きめ細かな対応も可能となります。

地方自治の基本骨格は、すでに憲法や地方自治法に定められています。それらは、全国の自治体が基本的に満たすべき基本骨格です。

しかし、江南市を取り巻く環境の変化や市民ニーズに十分対応して、満足度が高いまちづくりを進めるためには、江南市の実情を踏まえた住民自治のあり方を、基本骨格に張り付ける血肉として形づくっていく必要があります。その形を条例化したものが、「江南市市民自治によるまちづくり基本条例」です。

基本条例を読んでいただく、「当たり前」のことが書いてある」と思われる部分もあるかもしれませんが、このまちづくりのルールを、「みんなで確認し共有する」ため、改めて、まちづくりの理念、制度、原則について明らかにしています。

市民みんなで
確認し
共有しよう！



問合せ

地域協働課（内線3

23）